

新型コロナウイルス感染症に関する新たな水 際対策措置（水際対策上特に対応すべき変異 株等に対する新たな指定国・地域について）

2021年11月26日

- 11月26日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。
- 今回の措置の主な点を以下のとおり、お知らせ致しますので、日本への御帰国・御入国等の際には、御留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。

「水際強化措置に係る指定国・地域一覧（令和3年11月26日時点）」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100264590.pdf>

- さらなる詳細については、以下のホームページを御確認ください。

「水際対策強化に係る新たな措置（17）」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100264591.pdf>

1. 今般、新たに南アフリカ共和国等で確認された新たな変異株（B.1.1.529系統の変異株）について、11月26日より「水際対策上特に対応すべき変異株」に指定します。

2. 以下の6か国・地域の「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」については、今般、水際措置の変更を行うこととします。

エスワティニ、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、南アフリカ共和国、レソト

(1) エスワティニ、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、南アフリカ共和国、レソトについては、新たに「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」に指定し、令和3年11月27日午前0時からは検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で10日間待機いただき、入国後3日目、6日目及び10日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

【参考】以上を踏まえ、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」又は「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに

対する指定国・地域」に指定されている国・地域は、以下の28か国・地域です。

(1) 検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で10日間待機、入国後3日目、6日目及び10日目の検査が求められる国・地域

エスワティニ、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、南アフリカ共和国、レソト

(2) 検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で6日間待機、入国後3日目及び6日目の検査が求められる国・地域

トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー

(3) 検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機、入国後3日目の検査が求められる国・地域

アルゼンチン、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エクアドル、ケニア、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ドミニカ共和国、トルコ、ネパール、ハイ

チ、パキスタン、フィリピン、ブラジル、モロッコ、モンゴル、ロシア（沿海地方、モスクワ市）

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページ（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）を御確認ください。

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html）

（問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ

後、「5」を押してください。）一部のIP電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)